

「相沼内川」の河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について



八雲町熊石相沼町の相沼内川の河口付近においては、北海道海面漁業調整規則により、4月1日から8月31日までの間、サケおよびマスの採捕が禁止されていますが、檜山海区漁業調整委員会による委員会指示により引き続き9月1日から11月30日までの間についても、サケおよびマスの採捕を禁止します。

【河川】
相沼内川
(八雲町熊石相沼町)

【禁止区域】
平成30年の禁止区域については下表のとおりとなります。

【問い合わせ先】
檜山海区漁業調整委員会・
檜山振興局水産課
☎0139-52-6556

河口および沿岸		方位(真方位)		沖合	禁止期間
左海岸	右海岸	左方	右方		
400m	400m	242°00'	242°00'	400m	4月1日～11月30日 (うち委員会指示期間 9月1日～11月30日)

消費税および地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付について



【消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは?】

個人事業者の方で、平成29年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が、48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「平成29年分の確定消費税額」とは、平成29年分の確定申告により確定した消費税の年額税をいい、期限後申告または修正申告などが行われた場合には、これらによって確定した消費税の年額を言います。

1. 「中間申告の方法と納付」

平成29年分の確定消費税額に応じて、中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付します。必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

2. 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成29年と著しく異なる場合などは、「前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額を申告します。

【問い合わせ先】

八雲税務署
☎0137-63-2148

平成29年分の確定消費税額※	中間申告納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	平成29年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその63分の17の地方消費税額	平成30年 8月31日(金) 振替納税 利用の場合の 振替日 平成30年 9月27日(木)
400万円超 4,800万円以下	年3回	平成29年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその63分の17の地方消費税額	国税庁 ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
4,800万円超	年11回	平成29年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその63分の17の地方消費税額	

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(確定申告書⑨欄の差引税額)をいいます。